

平成29年1月19日

浄化槽関係四団体

(一社)群馬県浄化槽協会  
(一社)群馬県環境保全協会  
(一社)群馬県計量協会環境分科会  
(公財)群馬県環境検査事業団

問い合わせ先TEL027-280-5222

## 群馬県優良浄化槽認定ロゴマークの募集

浄化槽関係四団体（※）は、本県の水環境の保全に資するため、本年4月から、適正に施工、管理され、優れた機能を発揮している県内の浄化槽を「群馬県優良浄化槽」として認定する事業をスタートさせます。

つきましては、優良認定を受けた浄化槽の使用者に配付する「認定シール」のロゴマークを募集します。

群馬県では、県民の約2人に1人が浄化槽を利用しています。各家庭にある一つ一つの浄化槽の適正利用をとおして本県の水環境を保全していく運動のシンボルとして、親しみやすいデザインの応募をお待ちしています。

### 1 募集内容

「群馬県優良浄化槽認定ロゴマーク」

- ・ 優良認定を受けた浄化槽の使用者に配付する「認定シール」（大きさ：5cm×5cm程度）として利用を予定しています。
- ・ 各家庭の一つ一つの浄化槽が、地域の生活環境や本県の水環境につながっているというメッセージを発信できるデザインを希望しています。

### 2 応募資格

どなたでも応募できます。

### 3 応募方法

官製はがきにデザインを描いて（又は用紙にデザインを描いて封書で）、①住所、②氏名、③性別、④年齢、⑤職業、⑥連絡先電話番号を明記して、郵便で応募してください。

【宛先】 〒371-0846

群馬県前橋市元総社町1120-1

公益財団法人 群馬県環境検査事業団

### 4 応募期間

平成29年4月28日（金曜日）まで（必着）

### 5 審査

浄化槽関係四団体で審査会を設置し、以下の各賞を決定します。

最優秀賞 1点 賞金3万円

優秀賞 1点 賞金1万円

（優秀賞作品についても、シールとして利用させていただく場合があります。）

## 6 結果発表

入賞作品の発表は、平成29年6月（予定）に公益財団法人群馬県環境検査事業団のホームページ等で行うほか表彰式を予定しています。

## 7 留意事項

- ① 応募作品は、国内外で未発表のもの、及び著作権や商標権その他第三者の権利を侵害するおそれがないものとしてください。
- ② 入賞作品の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条）等いっさいの権利は、浄化槽関係四団体に帰属するものとします。浄化槽関係四団体が、商標権、意匠権等の出願、登録を行うことができるものとします。当選者は、入賞作品に関し著作者人格権（著作権法第18条乃至第20条）を行使しないものとします。
- ③ 入賞作品は、最終的に原案を尊重しながら、補正、修正を加えさせていただく場合があります。

### (※)浄化槽関係四団体とは

浄化槽の施工、維持管理、検査業務に関わる次の四団体です。

浄化槽は、施工（設置）から維持管理（保守点検、清掃）、検査に至る一連の作業が密接に連動して行われて初めて正常に機能します。浄化槽関係四団体は、県内すべての浄化槽が適正に機能し、地域の生活環境や本県の水環境が保全されるよう、連携して取り組みを行っています。

- （一社）群馬県浄化槽協会
- （一社）群馬県環境保全協会
- （一社）群馬県計量協会環境分科会
- （公財）群馬県環境検査事業団

問い合わせ先

（公財）群馬県環境検査事業団

TEL 027-280-5222

# 群馬県優良浄化槽認定制度

## 1 趣旨

浄化槽は極めて優れた汚水処理設備であるが、正しい施工と維持管理がされてはじめて下水道と同等の機能が発現するものである。浄化槽が所期の性能を発揮し、県民の生活を支える社会基盤として、県民の信頼を得てその役割を果たしていくためには、浄化槽管理者はもとより、施工、保守点検、清掃、検査に至るすべての関係者が連携して、浄化槽を支える地域のシステム（連携体制）を県下全域に整備していくことが重要である。

浄化槽関係四団体は、適正に施工、管理され、優れた機能を発揮している県内の浄化槽を「**群馬県優良浄化槽**」として認定することにより、浄化槽に対する県民の意識を高めるとともに、関係者による浄化槽を支える地域のシステムを整備し、もって浄化槽が恒久的な社会基盤として安定的に機能を発揮できるようにし、さらには既設みなし浄化槽の転換促進に向けた環境整備、気運の醸成につなげていくものとする。

## 2 実施団体

浄化槽関係四団体

((一社)群馬県浄化槽協会、(一社)群馬県環境保全協会、(一社)群馬県計量協会環境分科会、(公財)群馬県環境検査事業団)

## 3 協力団体

群馬県、前橋市、高崎市 ※「浄化槽法」所管行政庁

## 4 認定要件

- ① 合併処理浄化槽であること
- ② 正しく施工されていること
- ③ 適正に維持管理されていること
- ④ 水質が良好に保たれていること

## 5 認定方法等

- ・浄化槽関係四団体で審査し、要件に合致した浄化槽を認定し、管理者あて「認定シール」を交付。

## 6 制度スタート

- ・平成29年4月から

### ※ 事業のねらい

- ①浄化槽は、適正な施工・維持管理が極めて重要であることを広くアピールし、浄化槽に対する県民の意識を高める。
- ②関係者（施工・保守点検・清掃・検査）が連携して浄化槽を支える地域のシステム（連携体制）をつくっていくためのシンボルとする。（PDCAサイクル構築を促進）
- ③みなし浄化槽は、もはや今日の社会的要請には応えられないものである、とのメッセージを継続的に発信し、転換に向けた気運を醸成。

## ジョウカソウ ってなに？

### ○ 浄化槽はトイレを水洗化するために必要な設備です

下水道が無い地域でトイレを水洗化し快適に生活するためには、浄化槽が必要です。浄化槽は、家庭から排出される汚水をきれいに浄化し、河川等に放流する設備です。

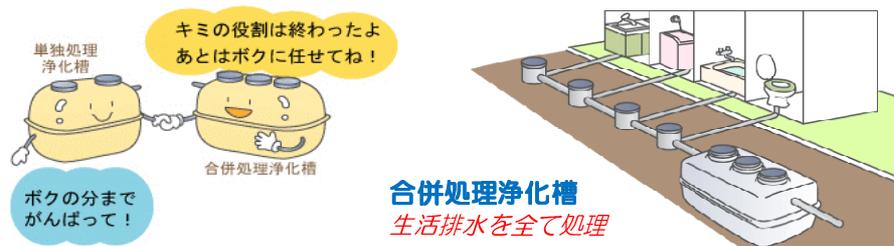
群馬県は、全国で5番目に浄化槽が多い県（約30万基）であり、県民の約2人に1人が浄化槽を利用しています。

### ○ 浄化槽には単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の2種類があります

浄化槽には、トイレの汚水だけしか処理できない単独処理浄化槽と、トイレの汚水と合わせて台所やお風呂、洗濯など家庭から出るすべての汚水を処理できる合併処理浄化槽の2種類があります。

単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽に比べ約8倍もの汚濁物が河川等に放流されることから、法律改正により、平成13年4月からは新設は認められておりません。

県内には、全浄化槽の6割におよぶ約19万基の単独処理浄化槽がこれまでに設置されており、今後、その合併処理浄化槽への転換が課題となっています。

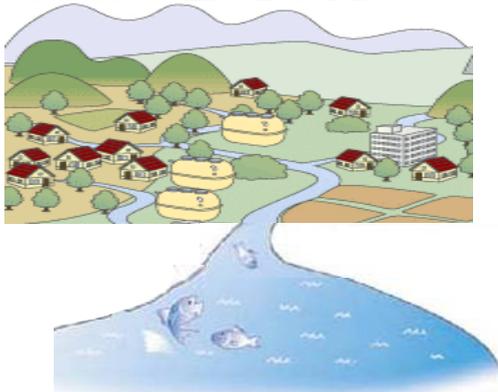


### ○ 浄化槽は適正な設置と維持管理が大切です

合併処理浄化槽は下水道と同等の性能を持つ優れた設備ですが、設置やその後の維持管理がおざなりだと、かえって環境汚染の原因となります。

群馬県優良浄化槽認定制度は、浄化槽関係四団体が、適正に施工、管理され、きれいな水を放流している県内の合併処理浄化槽を積極的に認定することにより、浄化槽の適正な設置、維持管理を一層推進するとともに、既設単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進していこうとするものです。

公共用水域の汚濁の主な原因は、家庭からの汚水であると言われています。県民の皆さま一人ひとりが、浄化槽に関心を持っていただき、その適正利用をとおして群馬県の水環境の保全にご協力をいただけますよう、お願い致します。



#### 【浄化槽関係四団体】

- (一社) 群馬県浄化槽協会
- (一社) 群馬県環境保全協会
- (一社) 群馬県計量協会環境分科会
- (公財) 群馬県環境検査事業団